

「こども医療費の助成に関する条例」、「重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例」の改正案について

1 趣旨 所得の制限を設け出生から満 18 歳に達する日(誕生日の前日)以後最初の 3 月 31 日まで及び重度心身障害者並びにひとり親家庭等の者を区分していましたが、同様の事象に係る助成を一律とし、対象者全員の負担軽減を図るため。

◆ 助成対象者拡大内容

所得の制限を設け、こども医療費の場合出生から満 18 歳に達する日(誕生日の前日)以後最初の 3 月 31 日者及び重度心身障害者並びにひとり親家庭等の者をそれぞれ区分していたものを、所得制限を撤廃し、同様事象に対し一律の助成を行う対象者拡大を実施する。